

令和2年6月19日

「ありがとう！大山みんなで応援券」発行事業協賛事業者登録申請書

大山町長 竹口 大紀 様

(申込者)

店舗名ではなく、営業母体の法人名等を記入してください

所在地 鳥取県大山町御来屋 328 番地
事業者名 株式会社 だいせん
代表者名 大山 太郎丸
電話番号 0859-54-5123 印

私は、「ありがとう！大山みんなで応援券」協賛事業募集要綱の内容を遵守し、本商品券を適切に取り扱うとともに、協賛事業者登録の要件を満たすことを誓約し、以下の内容にて申請します。

1 協賛店事業者登録要件

- (1) 町内に事業所を有する法人、団体又は個人で、本事業の趣旨に賛同し目的の達成に協力すること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員ではないこと
- (3) 暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有する者を経営しないこと
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和55年法律第57号)第3条第1号に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営まないこと

協賛事業者の紹介チラシ等に載せる店舗の名称等をご記入下さい。

2 協賛事業者登録情報

登録事業者名(店舗名)	大衆食堂「大山屋」		
店舗・事業所の所在地	〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 番地		
営業時間等	営業時間	11時から22時	定休日等 無し
提供商品、サービス内容	飲食・宿泊		
連絡先	担当者名	営業企画部長 大山 一郎	
	TEL	0859-54-5123	
	FAX	無し	
	メールアドレス	daisen@yahoo.jp	
「お食事・リフォーム券」の事業者登録	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	

飲食業・リフォーム業の方は「お食事・リフォーム券」の利用も希望されるかチェックしてください。

【ご確認下さい】

■ 「ありがとう！大山みんなで応援券」の使用上のルール

ア 「お食事・リフォーム券」・「共通商品券」（以下商品券という。）に対してお釣りは渡せない

イ 本商品券を交換・譲渡・売買・担保にすることはできない(世帯内での交換・譲渡は除く)

ウ 裏面にすでに取扱事業者の名前が書いてある商品券は使用できない

エ 使用期限を過ぎた本商品券を使用することはできない

オ 本商品券を、次の支払に使用することはできない

- ① 公共料金又は公租課税
- ② 換金性の高い商品(商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手など)
- ③ たばこ(電子たばこなども含む)
- ④ 不動産の売買・賃貸など(ただし、リフォームは除く。)
- ⑤ 出資や債務
- ⑥ 事業用取引(仕入代金の支払など)
- ⑦ 公的医療保険や公的介護保険の自己負担部分
- ⑧ その他、本事業の目的に照らして不適切と認められる支払

■ 協賛事業者の遵守事業

(1) 本事業の趣旨に賛同し、協力すること

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること

(3) 町民により適正に使用された本商品券の受け取りを拒まないこと

(4) 本商品券の使用上のルールを守ること

(5) 不正な金券（偽造、盗品等）であることが明らかな場合は受取を拒否するとともに町へ状況報告を行うこと

(6) 協賛事業者であることが明確となるよう、町が配布するチラシ等を商品券使用者にわかりやすい場所に掲示すること

(7) 業務上知り得た個人情報については、厳粛な管理を徹底し情報漏洩させないこと

(8) 商品券の使用者に対して、真心を込めて「ありがとう」と伝えること

■ 本商品券受取時の対応

(1) 提示された商品券の確認

ア 商品券が、不正なもの（不正に複製したもの、盗難したもの）でないかの確認

イ 裏面に既に事業者名の記入があり、使用済の商品券でないかの確認

ウ 使用期間（令和2年8月1日（土）から令和2年11月30日（月））内かの確認

(2) 支払対象が、対象外の商品サービス（使用上のルールオ、①から⑦）でないかの確認

(3) 受け取った商品券の裏面に、自社の事業者名を記入し、使用済み処理をする